

浅間山公園マネジメントプラン

浅間山公園の管理運営、整備等の取組方針

平成27年3月

東京都建設局

目次

はじめに	57-3
I 浅間山公園の基礎的事項	57-4
1 都市計画等	
2 過去の取組の成果等	
3 社会状況等の変化	
II 浅間山公園の開園概要	57-6
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 浅間山公園の目標と取組方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	57-7
2 取組方針	57-8
(1) ゾーン別基本方針(ゾーン別基本方針図共)	
(2) 維持管理の取組方針	
(3) 運営管理の取組方針	
(4) 安全・安心な公園への取組について	
(5) 改修・再整備の取組について	
(6) 新規整備の取組方針	
IV 図面・写真	57-16
現況平面図	
周辺土地利用図(空中写真)	
周辺土地利用図(地図)	
浅間山公園の現況写真	
<資料編>	57-20
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 浅間山公園に関する資料	

はじめに

「浅間山公園マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびに過去 8 年間の本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要な事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

I 浅間山公園の基礎的事項

1 都市計画等

(1) 都市計画の概要

- ・名称 府中都市計画公園第7・5・2号浅間山公園
- ・位置 府中市若松町五丁目及び浅間町四丁目各地内
- ・面積 17.5ha
- ・種別 特殊公園・風致
- ・決定告示 (当初) 昭和36年3月2日 建設省告示第240号
(最終) 昭和52年12月21日 東京都告示第1126号

(2) 浅間山公園の基本的な性格・役割

本公園は北多摩南部地域に位置しており、武蔵野の平坦地には珍しい標高80mの浅間山がある。この地域には本公園のほか武蔵野公園、府中の森公園、神代植物公園、野川公園、武蔵野の森公園、多磨霊園などがあり、多彩な緑が連担した一大オープンスペースを形成している。

公園全体はクヌギ、コナラ等の雑木林で覆われ、武蔵野の面影を残しており、昆虫や野鳥などの生息場所として機能している。また、山野草が豊富にみられ、浅間山固有のムサシノキスゲが自生するほか、希少植物も多く、自然保護の観点からも重要な役割を担っている。

2 過去の取組の成果等

当初「浅間山公園マネジメントプラン(H18)」における重点目標に係る過去8年間の取組およびその成果等は、以下のとおりである。

○水と緑の骨格軸の形成

自然豊かな公園という特色に配慮した支障枝の除去など、水と緑の骨格軸の拠点に相応しい快適で安全な公園づくりが行われた。

○都民やNPO等との連携による身近な生き物の生息・生育空間の保全・回復

全国で唯一の生息地であるムサシノキスゲについて、地域団体や専門家と連携した保全が行われた。また、GPSの活用などによる希少種等の把握により、その保全に配慮した計画的な植栽管理が実施された。

○自然体験活動、環境学習の拠点としての公園の活用

自然体験活動や環境学習の場として、地元の学校や企業CSRの受入れが行われた。また、キスゲフェスティバルにおける植物観察会や写真展、野鳥観察会、雑木林の保全・管理手法を学ぶ雑木林マイスター講座などが実施された。

3 社会状況等の変化

(1) 社会経済情勢

- ・ 2020 年オリンピック・パラリンピックの東京開催決定
- ・ 平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生
- ・ 生物多様性条約締結国会議の平成 22 年日本開催など、地球環境への意識の高まり
- ・ 少子高齢化の進行による利用形態の変化

(2) 関連する行政計画等

- ・ パークマネジメントマスタープラン（平成 27 年 3 月）
- ・ 都市計画公園緑地の整備方針（改定）（平成 23 年 12 月）
- ・ 緑の新戦略ガイドライン（平成 18 年 1 月）
- ・ 東京都長期ビジョン（平成 26 年 12 月）
- ・ 東京都地域防災計画（平成 26 年 7 月）
- ・ 府中市地域防災計画（平成 年）
- ・ 府中市「都市計画マスタープラン改訂版」（H22.3）
- ・ 府中市「緑の基本計画 2009」（H21.8）
- ・ 緑施策の新展開～生物多様の保全に向けた基本戦略～(H24)
- ・ 多様な生物が生息する都立公園づくりガイドライン(H26)
- ・ 東京都福祉のまちづくり推進計画（平成 26 年 3 月）

Ⅱ 浅間山公園の開園概要

1 開園区域の概要

(1) 開園の概要

名称 都立浅間山公園（せんげんやまこうえん）
開園日 昭和45年6月1日
開園面積 83,143.73 m²（平成26年10月1日現在）
公園種別 特殊公園・風致
所在地 府中市浅間町四丁目、若松町五丁目
アクセス JR中央線「武蔵小金井」から京王バス 東府中行き「浅間山公園」、
京王線「東府中」から京王バス 武蔵小金井行き「浅間山公園」

2 利用状況等

(1) 利用概況

通常は散策などの利用であるが、ムサシノキスゲが開花する春には、多くの来園者がある。

(2) 利用者動向（推計値）

25年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数 (人)	39,878	44,194	9,381	9,091	11,609	16,825
327,739	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	23,589	57,840	44,559	32,283	23,704	14,786

(3) 主な活動団体（詳細は資料編参照）

3団体・約140名が、観察会や自然保護活動などを行っている。

(4) 主な催し物開催状況（平成25年度実績は資料編参照）

「雑木林マイスター講座（雑木林の保全活動の実践を行う担い手を養成）」「キスゲフェスティバル（ムサシノキスゲを中心とした植物観察会）」などが行われた。

Ⅲ 浅間山公園の目標と取組方針

1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

■目標1：東京の水と緑の骨格軸の形成に寄与する都立公園

【プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

東京をうるおいのある緑豊かな都市としていくため、水と緑の骨格を形成する公園の整備を進めていく。

◎主な取組確認項目：新規開園面積

■目標2：多様な生物の貴重な生息・生育空間となる都立公園

【プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト】

【プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト】

都立公園が良好な生物生息・生育空間として機能するために、多様な生物の生息・生育環境に配慮した環境整備を進めるとともに、公園内の動植物の保全・育成活動を充実させていく。

また、様々な体験を通して利用者に自然の大切さを体感してもらうため、この公園独自の自然的環境を利用した取組を行っていく。

◎主な取組確認項目：生物生息・生育空間整備の取組、生物の保全・育成の取組、自然体験等の取組

2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等にも考慮したうえで次のとおり定める。

(1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

A：多目的広場ゾーン

- ・芝生広場や遊器具のあるゾーン。
日常的な憩い・レクリエーションなどの利用に対応していく。

E：休息・散策ゾーン

- ・休養施設、園路、遊び場等のあるゾーン
周辺の住宅地に配慮しながら、休息や散策、遊びの場としての利用に対応していく。

K：環境共生・保全ゾーン

- ・浅間山本体
雑木林の中を散策し、四季折々の自然を楽しむとともに、雑木林を主体に昆虫、野鳥、山野草などの生息・生育環境を保全する場として対応していく。

Q：外縁部ゾーン

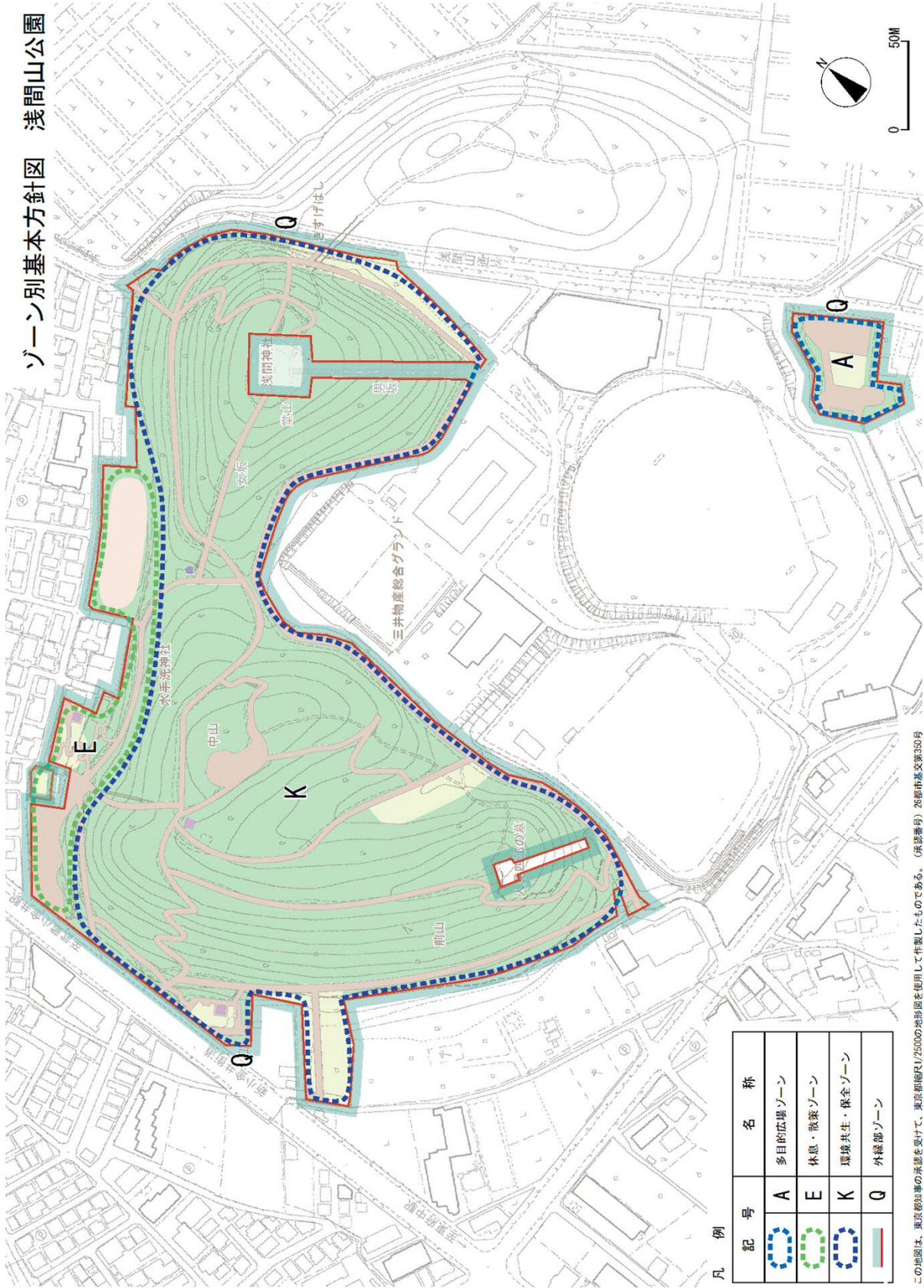
- ・民有地等や公道に接する公園外縁部
本公園の外縁部で、新小金井街道などの幹線道路に面する所では、道路植栽等と一体的に良好な沿道景観の形成を図り、区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対する良好な景観の提供を図っていく。住宅地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などの直接的な悪影響等を及ぼさないよう対応していく。

【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分を下表のように定めた。
したがって、該当するゾーンがない場合には、そのゾーンの記載がない。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	(庭園関係)	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

ゾーン別基本方針図 浅間山公園



凡例

記号	名称
	多目的広場ゾーン
	休息・散策ゾーン
	環境共生・保全ゾーン
	外縁部ゾーン

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/25000の地形図を使用して作成したものである。(承認番号) 26都市基交第350号

(2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるためには、適正な維持管理により、公園施設の機能を確保する。

そのためには、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等通じて、樹木や施設の異常を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。また、防災トイレなどの防災関連施設は、発災時に円滑に使用できるよう、日頃から点検等を行っていく。

2) 本公園の維持管理における留意事項

① 貴重な植物の維持管理

貴重な植物であるムサシノキスゲが生育する区域などをふまえ、生物多様性を保全するための整備や管理の計画に基づき、主要な動植物のモニタリング調査を行うとともに、その結果を活用した多様な生物の生息・生育環境に配慮した順応的な維持管理を行うことにより、動植物の保全と育成を進めていく。

(3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 運営管理の基本事項

① 基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展などにより、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

② 公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、適正な管理を行う。

③ 利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、公園の魅力を発信し、公園利用の促進を図る。

2) 本公園の運営管理における留意事項

① 生物多様性を学ぶ取組

ムサシノキスゲの保全をはじめとする都民協働による公園づくりの取組などを通じて、生物多様性を学ぶ場を提供していく。

② 公園の個性を活かした体験や学び場の提供

ムサシノキスゲが生育する自然環境などの資源を活かした自然観察会やガイドウォーク、学校の環境教育と連携したプログラムの実施などにより、子供達から高齢者まで多様な世代が楽しみながら体験や学びができる取組を行っていく。

(4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故の発生に際し、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるように、次の通り対応していく。

1) 地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施

2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備

3) 蚊媒介感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応

4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施

5) 施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

6) 遊具

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事故事例の把握と緊急点検の実施

(5) 改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

①多様な生物が生息・生育するための環境整備

多様な生物が生息・生育する都立公園とするため、生物多様性を確保するための方針を定め、計画的に整備を行う。

(6) 新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）」（平成 23 年 12 月、東京都・特別区・市町）に設定した「優先整備区域（新規事業化区域）」について行うものとし、平成 32 年までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後の改定により見直されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

1) 優先整備区域「事業促進区域」：3,800㎡

府中市若松町五丁目

2) 優先整備区域「新規事業化区域」：該当なし

注)：「事業促進区域」：既に事業認可を取得済の区域（用地未取得地含む）

「新規事業化区域」：新たに事業認可を取得する区域（既に認可取得済の区域あり）

IV 図面・写真

現況平面図 浅間山公園

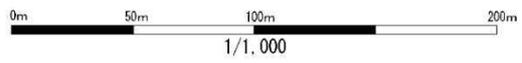


周辺土地利用図（空中写真）

浅間山公園



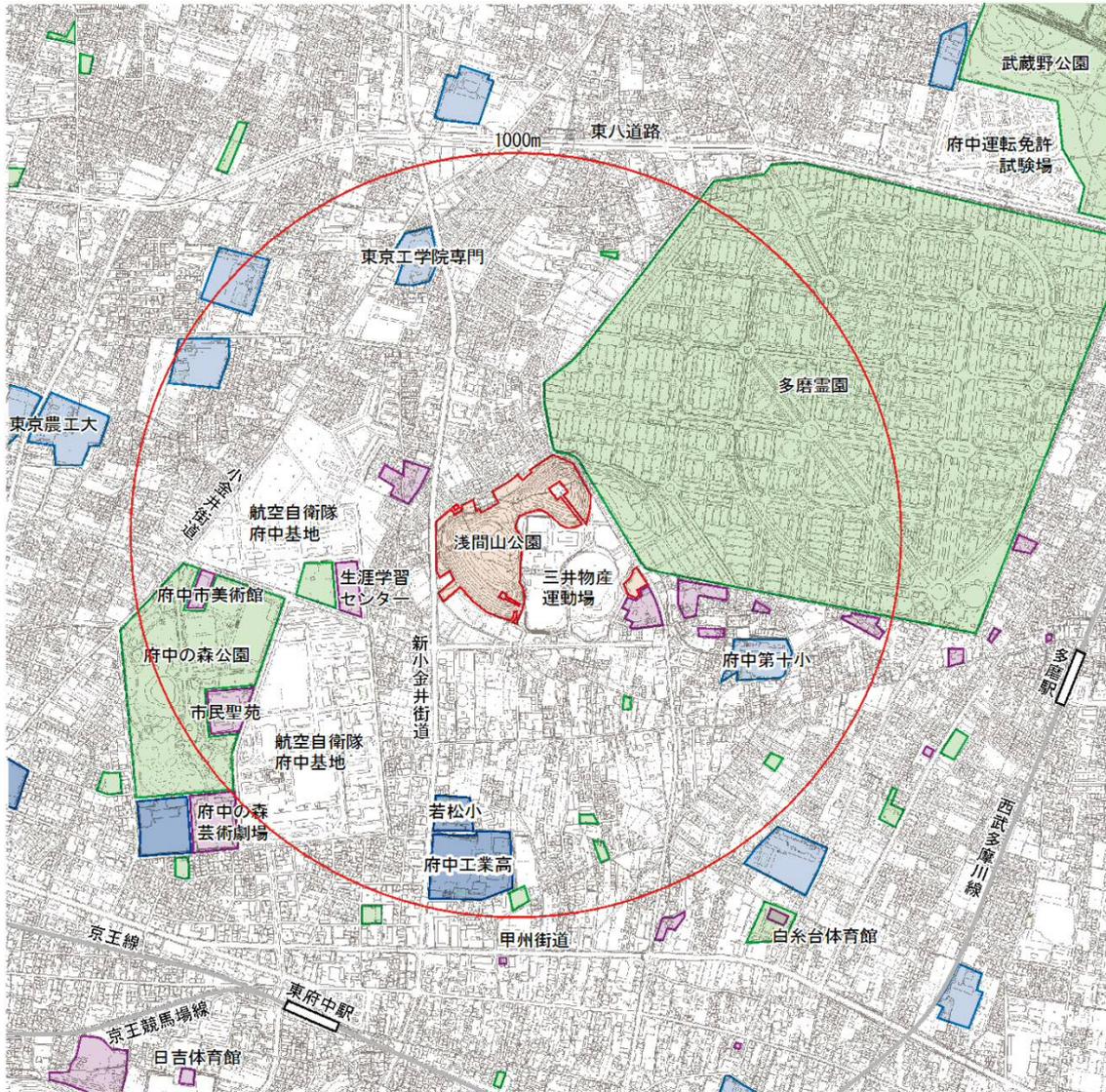
- : 開園区域
- : 都市計画決定区域



平成25年1月撮影

周辺土地利用図（地図）

浅間山公園



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作製したものである。（承認番号）26都市基交第350号

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物（神社仏閣など）
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道



浅間山公園の現況写真 【平成 26 年 12 月撮影】

①遊戯広場



⑤あずまや



②入口小広場



⑥浅間神社



③入口小広場（新小金井街道側）



⑦キスゲ橋



④草地広場



⑧児童公園（飛地）



<資料編>

資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

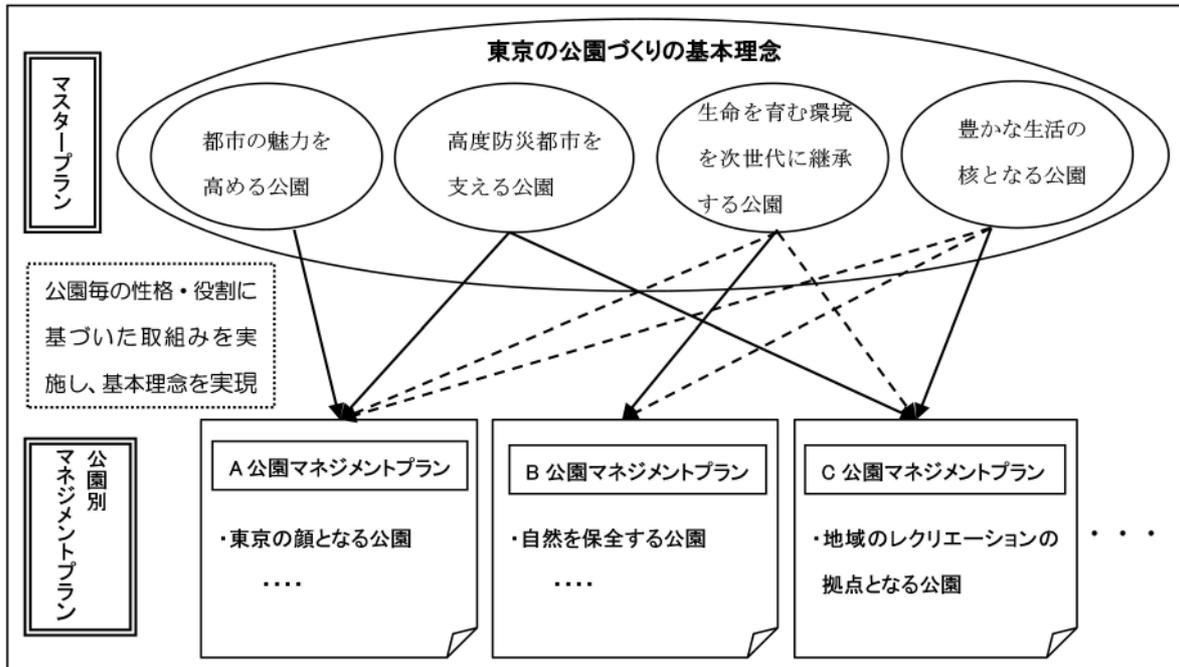
- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを下表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、浅間山公園が担うことになるプログラムには◎を、浅間山公園が関係するプログラムには○を付した。

基本理念	プロジェクト	プログラム		
基本理念1 都市の魅力 を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(1)東京の歴史と文化を伝える公園の再整備	東京の歴史と文化を伝える公園の再整備	
		(2)オリンピック・パラリンピック開催に向けた公園の整備	オリンピック・パラリンピック競技会場等が配置される公園の整備 オリンピック・パラリンピックのレガシーとなる公園の整備	
		(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 多言語表記、無料Wi-Fi利用環境等の充実	○ ○
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト	(1)庭園・植物園・動物園での「おもてなし」	文化財庭園での伝統文化による「おもてなし」	
			東京の日本庭園の連携による魅力の発信 植物園・動物園での「おもてなし」	
			国内外からのお客様への案内機能の強化	
		(2)文化財庭園の保全・再生	文化財庭園の施設の復元・修復 風格ある庭園景観の保全	
	(3)植物園・動物園の再生	植物園・動物園の再生		
	(4)動植物の交換や技術支援を通じた都市外交	動植物の交換や技術支援を通じた都市外交		
	プロジェクト3 公園の多機能利用と民間の活力導入促進プロジェクト	(1)公園の多機能利用、民間ノウハウ等を活かした施設づくり	公園の多機能利用と官民連携によるにぎわいの創出	
			民間のノウハウ等を活かした魅力ある施設づくり 広告掲示を認めることによる民間資金の導入	
		(2)規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致	規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致	
(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○		
基本理念2 高度防災都市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実 非常用発電設備の導入	
		(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	
		(3)公園内の建築物、街路樹の災害対策	公園等の建築物の耐震化 街路樹防災機能の強化	
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	○
		(2)ホームレスの自立支援と公園機能の回復	ホームレスの自立支援と公園機能の回復	
		(3)安全・安心な公園とするための取組み	気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化 公園施設の適切な点検と維持・更新 環境負荷の少ない公園づくり	○ ○ ○

基本理念	プロジェクト		プログラム	
基本理念3 生命を育む環境を次世代に継承する公園	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成	都立公園による緑の拠点の形成	◎
			既存公園の再生整備	
		緑の拠点をつなぐ街路樹の充実		
		(2)多様な主体と連携した緑のネットワークの形成	道路・河川との連携による公園整備の推進	
			都心部等における緑のネットワーク形成の推進	
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト	(1)生物生息・生育空間の整備と管理	生物生息・生育空間の保全・再生・創出	◎
			公園内の動植物の保全・育成活動の充実	◎
		(2)動植物園・水族園での野生動植物の保護増殖、普及啓発	植物多様性センターにおける保護増殖	
			ズーストック計画の推進	
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実	◎
多摩の森林の大切さを公園でアピール			○	
(2)自然とのふれあいの場としての丘陵地の公園緑地づくり		里山の環境を守る丘陵地公園の整備		
		自然の保全・回復に向けた雑木林の更新		
基本理念4 豊かな生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
			ヘブンアーティスト、野外劇などへの場の提供	
		(2)公園の魅力発掘事業の展開	ライトアップ、大規模花壇による魅力の創出	
			公園利用のアイデア募集	○
	プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり	
			公園でのスポーツによる健康づくり	○
		(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	○
			(2)都民からの寄付の受入れ	公園・動物園サポーター制度の実施
			都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	○
(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進	ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	○		
	鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進	○		
	広域連携による丘陵地等の総合的な保全・利活用			
(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成	○		

- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係



資料2 浅間山公園に関する資料

(1) 公園の沿革

昭和 36 年 3 月 2 日 1961 年	建設省告示第 240 号により、都市計画決定。(17.69ha)
昭和 46 年 6 月 1 日 1971 年	東京都告示第 594 号により、開園。(6.4ha)
昭和 48 年 1973 年	西側の一角にパーゴラ、ブランコ、砂場、外灯等を児童遊園として整備。
昭和 52 年 12 月 21 日 1977 年	東京都告示第 1126 号により、都市計画変更。(17.5ha)
昭和 56 年 6 月 1 日 1981 年	追加開園 7.1ha
平成 16 年 6 月 1 日 2003 年	追加開園 8.3ha

(2) 公園の自然・社会環境

1) 自然環境

- ・府中市付近の地形を大別すると、武蔵野段丘、立川段丘、青柳段丘の三段の階段状地形に区分されるが、これらはいずれも古い多摩川の営みによって形成されたもので、当時の運搬物である砂礫層によって構成されており、その上部には火山灰が堆積してできた関東ロームが重なっている。
- ・浅間山は南から北へ前山、中山、浅間山（堂山）の三つの頂をもつ山で、もっとも高いのは浅間神社があるところで、標高約 80m である。
- ・地質は、多摩丘陵を構成する三浦層群から成り、周囲の段丘地質とは全く異なっているところから、既に武蔵野段丘や立川段丘が形成される以前に古多摩川やその他の河川によって周辺を削り取られ、孤立丘となって残存した侵食丘であろうといわれている。
- ・山域全体はクヌギ、コナラ、クリ、エノキ、ヤマザクラ等の雑木林（二次林）でおおわれ、武蔵野の面影を良く伝えている。
- ・麓から頂上までの高低差が約 30m あり、周辺にはさえぎるものがないため、山頂からの景色はすばらしく、多摩丘陵を一望のもとに見渡せる。浅間山の緑は、周辺の市街地からも景観的に貴重である。

2) 社会的環境

- ・JR 中央線武蔵小金井駅から京王バス府中行きで「浅間町」下車、徒歩 3 分、あるいは西武多摩川線「多磨」駅下車、徒歩 15 分。
- ・本公園の周辺には多くの公園・緑地がある。公園に隣接して東側に多磨霊園があり、その隣には武蔵野公園がある。西方向には府中の森公園がある。この他にも、府中中央公園、府中公園、平和の森公園等がある。ほとんどは施設系の公園であり、浅間山公園のように武蔵野の雑木林をそのままの形態で保全したものは少なく、浅間山公園は、面的な自然環境の保全として非常に重要な緑である。

(3) 園内のトピックス

① 雑木林

コナラ、クヌギ、シデなどを主体とした、武蔵野の面影を残す雑木林には、この

公園にしか自生していないムサシノキスゲをはじめ豊富な山野草が生育するほか、野鳥や昆虫の貴重な生息場所となっている。

(4) 利用状況等データ

1) 公園占用の状況 (件)

項目	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度
写真撮影	3	0	0	—	—
映画等の撮影	5	0	0	—	—
その他	0	0	0	—	—

2) 主な催し物 (平成25年度実施分)

・指定管理者による催し

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数 (人)
イベント	1	ガイドウォーク	9月	14
	2	冬鳥の観察会	2月	—
	3	雑木林マイスター講座	11～1月	76
	4	キスゲフェスティバル	5月	5,190
自主事業	1	犬のマナーアップキャンペーン	5月/11月	—

3) 主な活動団体 (平成25年度調査)

団体名	活動内容	人数(人)
浅間山自然保護会	自然環境保護活動 (下草刈・キスゲフェスティバル共催)、公園管理者との定期的な意見交換	46
府中野鳥クラブ (武蔵野公園共)	野鳥定期観察 (野鳥観察会共催)、公園管理者との定期的な意見交換	70
地域スポーツクラブ 浅間山ウォーキングクラブ (府中の森公園共)	イベント協力・公園管理者との定期的な意見交換	25